

# 弁護団通信 第7号

東京都台東区東上野 3-28-4 上野スカイハイツ 504号  
電話 03-5812-4671 FAX 03-5812-4679

福島原発被害弁護団  
通信責任者  
弁護団事務局長 弁護士 笹山 尚人

目次	1	弁護団から 弁護団の活動経過
	2-3	よくある Q&A
	4	各訴訟の今後の日程

## ■ 弁護団から

みなさま、福島第一原発事故から3年が経ちました。出口の見えない避難生活で、心身ともにしんどい思いをしてお過ごしと思います。くれぐれも身体に気をつけてお過ごしください。

### ◇ 弁護団の活動経過

弁護団通信第6号以降の弁護団の活動について、振り返ってみます。

・平成25年11月21日

#### 「元の生活をかえせ・いわき市民訴訟」

第2回裁判

→原告4名が意見陳述。年齢の高いみなさんのご意見を述べていただきました。

同事件、第2次提訴。原告数571名

→原告の人数は合計1393名となりました。

・平成25年11月27日

#### 「避難者訴訟」第2回裁判

→原告2名が意見陳述。原告代理人の意見陳述では、パワーポイント（「紙芝居」をパソコンからスライドに映し出すと考えてください。）による映写を法廷で初めて行いました。

・平成25年12月26日

#### 「避難者訴訟」第2陣訴訟を提起。

→川俣町山木屋地区の原告の参加を受け、原告137名で提訴。



「2013年12月26日第2陣第1次提訴写真」

・平成26年1月23日

#### 「元の生活をかえせ・いわき市民訴訟」

第3回裁判

→原告4名が意見陳述。子どもの立場を考慮のご意見を述べていただきました。高校生の原告の陳述は、原発賠償の取り組みで初めてです。

・平成26年2月12日

#### 「避難者訴訟」第3回裁判

→平成25年7月17日提訴の第2次原告が第1次原告に合流しました。第2次提訴の原告から2名が意見陳述。

\* 弁護団は、上記の裁判のための準備に多くの時間を費やしています。そのほか、請求人団の請求と東電との交渉、東電本社での毎月1回の交渉についても進めています。

よくあるQ&A

弁護団の活動に関し、よく皆さんからお尋ねのあるところについて、ここで紹介したいと思います。

Q 弁護団は、今後は訴訟だけをして、直接交渉の代理はしないのですか？

A 直接交渉をしないわけではありません。避難者訴訟の原告のみなさんには、平成25年3月14日付で手紙をお送りしました。これは、原告団事務局とも協議の上、「弁護団が訴訟に集中する」ために、東電に請求すれば東電が賠償に応じる部分については、原告団が可能な限り自分で遂行していこうということで、原告団と弁護団の役割分担を決めたものです。

ただ中には、ご自分で東電にと請求するのは大変だという方もいらっしゃると思います。そのような場合は、弁護団は直接請求の業務をしますので、遠慮なく弁護団にご連絡ください。

Q 今更ですが、「避難者訴訟」と「いわき訴訟」とはどういう違いがあるのですか？

A 「避難者訴訟」は、福島第一原発事故によって避難を余儀なくされ、現在も避難生活を続けている原告のみなさんの被害の賠償を東電に求める訴訟です。被害としては、「自宅の土地建物を喪失したこと」「避難を続けていることの苦しみ」「二度とふるさとに戻れない苦しみ」を中心に訴えています。

「いわき訴訟」は、いわき市在住の原告が、「低線量被ばくによる健康不安を抱えながら生活することに対する賠償」や、「事故直後のいわき市での混乱状況で受けた苦痛に対する賠償」を求めて、国と東電を訴えてい

る訴訟です。

両訴訟は、「いわき訴訟」が先行する形で、ほぼ毎月、「いわき訴訟」→「避難者訴訟」、の順で進行しています。

Q 裁判の仕組みがよくわからないので、今何をやっているのかよくわからないのですが。

A 裁判は、地裁、高裁、最高裁の3段階に分かれます。現在は、地裁の段階です。

地裁の審理も、大まかに言って、3段階に分かれて進みます。

第1段階：お互いの言い分の応酬。

→原告が何を訴えたいのか、それに対して被告にはどんな反論があるのかの言い分を出し合って、共通認識になる部分と、争点となる部分とを仕分けする段階です。自分の言い分は書類で提出することになっていて、この書類を「準備書面」といいます。また、この段階でペーパーの証拠は提出しておきます。原告から提出する証拠を「甲」、被告から提出する証拠は「乙」で分類します。原告が最初に出した証拠は、「甲1号証」になります。

第2段階：証人尋問。

→争点に関して、紙の証拠では十分でなく、人の話を聞かなければ事実を確認できない場合、その人を呼んで話しを聞く手続が証人尋問です。訴訟に関する生々しい事実がやりとりされ、訴訟のハイライトです。

第3段階：証人尋問を踏まえた、言い分のまとめの陳述と判決。

→証人尋問が終わると、原告・被告双方は、証人尋問を踏まえて自分の言い分を総括する書面を提出します。これを「最終準備書面」といいます。

最終準備書面が提出されれば、裁判所は判決を作成することになります。判決言い渡しの裁判の日をもって、地裁の審理は終了します。

現在、「避難者訴訟」も「いわき訴訟」も、地裁の審理の第1段階にあります。私たちの言い分を、「準備書面」にまとめて順次提出している段階です。

原告の皆さんの受けた被害がいかにも多様で、深刻で、取り返しのつかないものであるか。東電や国は、その被害を防ぐことができたのに、その被害を回避するための措置をおこたってきたか。私たちには言いたいことがたくさんあります。そうした言い分をまとめるのに、時間がかかっています。

**Q 法廷で裁判官は3名いますが、序列のようなものはあるのですか。**

A 傍聴席から見て、裁判官は、真ん中の人が裁判長。裁判長の左にいる裁判官が「右陪席」。裁判長の右にいるのが「左陪席」。裁判官としてのキャリアは、裁判長→右陪席→左陪席、の順に長いのが通常です。

**Q 裁判長は、法廷でよく原告の準備書面の意味がわからないという趣旨の発言をしていますが、あれは何を言っているのかよくわかりません。**

A これは、この事件の構造から生まれる矛盾と思います。

裁判官は、「損害賠償」として請求されているこの事件を、基本的には「交通事故」事件と同じように考えています。交通事故では、「怪我の治療費」「仕事を休まざるを得なかった給料の喪失」「壊れた車の修理代」「通院したことの慰謝料」「後遺症が発生した場合の慰謝料」など、損害を項目にわけて、

積み上げ方式で考えていきます。それと同じように、「避難の実費」「仕事を休まざるを得なかった給料の喪失」「失われた自宅の賠償」「避難したことの慰謝料」「ふるさと喪失の慰謝料」というように分類して損害を考えています。しかし、この事件では、そんなにステレオタイプに分類できません。自宅の被害は、「自宅の賠償」でもあり同時に、「ふるさとを喪失した慰謝料」の問題でもあります。私たちはそれを言っているのですが、裁判官は今ひとつピンと来ていないのです。

もうひとつ、被害者の被害はお一人お一人内容が違うはず。しかし、今回の訴訟は、原告の請求は同一のものです。一人一人の損害は違うはずなのになぜ原告の請求の内容は皆同じなのか？裁判官はこの疑問を払拭できないのです。

原告の請求を違うものにする、お一人お一人の損害の立証に時間がたくさんかかって原告の救済が遅れます。そこで、私たちは、原告のみなさんが受けた被害の中で共通の損害を抽出して、そこを審理してもらうことで迅速で内容のある救済を実現しようとしています。裁判所はこの点についてまだ理解が追いついていないのです。

弁護団としては、言を尽くして裁判所に理解を深めてもらうべく尽力します。

**Q 法廷の運営は、前進しているのですか。**

A わかりにくいかもしれませんが、大きく前進しています。

避難者訴訟の第1回期日では、弁護団の意見陳述でパワーポイントの映写をしませんでした。第2回ではパワーポイントを活用し、裁判所にも傍聴席にも、私たちの言い分をビジュアル的にわかりやすくする工夫をしま

した。

また、第3回裁判で、避難者訴訟の第2次提訴が第1次提訴に併合したことも大きな前進です。裁判所は、第2次提訴原告が多いこと、併合すると第1次提訴の判決が遅れるのではないかと、併合に必ずしも前向きではありませんでした。しかし、公害に対する裁判は、大人数の原告の団結の力で勝ち抜くのが歴史の教訓です。第1次、第2次あわせて217名の原告団となったことで、団結の力でたまたか基礎を建設できました。

「いわき訴訟」も、言い分を追加していきます。「いわき訴訟」の側は、東電のほかにも国も被告になっていることもあり、言い分が多くなるので、言い分の準備には多く時間がかかる見込みであり、今年の夏頃までは、言い分の提出になる予定です。

また、「いわき訴訟」では、国が、「原告の意見陳述」の実施に強く反対しています。原告の意見陳述についての位置づけを明確にして、可能な限り実施していきます。

Q 今後の裁判はどのように進むのですか。

A 「避難者訴訟」は、更に、言い分を追加していくのですが、次回4月の焦点となるのは、第2回以来求めている「検証」を、裁判所が採用するか、どうかです

「検証」とは、裁判官が現場を見学する手続です。被害の現場を見ずして、被害の何がわかるのか！ということで、裁判官には、現地の見学をするよう求めています。現在のところ、裁判官は、まだ検証の採用に消極的な姿勢です。次回、なんとしても採用してもらうよう、弁護士は尽力します。

弁護士による集団個人聞き取り（山木屋地区原告）



各訴訟の今後の日程

2014年

3月	19日	◁	いわき訴訟（第4回）
4月	16日	◀	避難者訴訟（第4回午後2時）
5月	21日	◁	いわき訴訟（第5回）
6月	18日	◀	避難者訴訟（第5回 終日）
7月	23日	◁	いわき訴訟（第6回）
8月	27日	◀	避難者訴訟（第6回 終日）
10月	22日	◀	避難者訴訟（第7回 終日）
12月	17日	◀	避難者訴訟（第8回 終日）



